

【第9章】屋外広告物に関する規制

(景観法第8条第2項第4号イ)

本市では、屋外広告物が景観を構成する重要な要素と位置づけ、良好な景観の形成及び風致の維持及び、公衆に対する危害を防止することを目的に平成24年に屋外広告物法の規定に基づき「鳥取市屋外広告物条例」を定めており、その概要を以下に示します。

【9-1】屋外広告物に関する基本的な考え方

屋外広告物は、情報を伝達するための手段に用いられ、街中の人が集まる場所や、幹線道路沿い等の人通りが多い場所に集中して設置されます。また、他の広告物より目立とうとする傾向があり、多くの広告物が無秩序に設置されるという特徴もあります。

本市においては、鳥取駅周辺、観光地周辺、主要幹線道路沿い、主要道路の交差点、大型ショッピングモール周辺等に広告物が集中する傾向があり、まちの賑わいを創出する一方、周辺の景観を阻害する原因にもなりかねません。本市における優れた都市景観の形成及び自然景観との調和を図っていくために、本市の景観形成の方針に基づき、屋外広告物の表示や設置を規制・誘導していきます。

「屋外広告物法」では、営利、非営利を問わず、次の4つの要件を全て満たしているものを『屋外広告物』と定義しています。(屋外広告物法第2条第1項の条文に説明を追加)

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
(街頭などで配られるピラやチラシは含まれません)
- ②屋外に表示されるもの
(建物等の内部や自動車の内部などに表示されるものは含まれません)
- ③公衆(不特定多数の人)に表示されるもの
(駅の改札口の内側や競技場の中などに表示されるものは含まれません)
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物其他工作物等に掲出されるもの

主な屋外広告物

- ① 建物利用屋上広告塔
- ② 建物利用屋上広告板
- ③ 壁面利用広告板
- ④ 広告幕(垂れ幕)
- ⑤ 建物利用壁面利用突出広告板
- ⑥ 野立て広告塔
- ⑦ 野立て広告板
- ⑧ 立看板
- ⑨ のぼり旗
- ⑩ 気球広告(アドバルーン)
- ⑪ 電柱利用突出し広告板
- ⑫ 電柱利用巻付看板



※屋外広告物とは営利目的の商業広告だけではありません。また、文字で表現されていない絵、写真、商標、シンボルマーク等の表示をしている物も含まれます。

【9-2】行為の制限に関する基本的な方針

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限については、「鳥取市屋外広告物条例」により、地域特性を踏まえた制限として、以下の方針を定めています。

I. 屋外広告物の表示及び掲出物件を設置する位置について

屋外広告物を表示及び掲出物件を設置する位置については、良好な景観の形成及び公衆に対する危害を防止するために、一定の制限事項を定めます。

- ①地域の景観特性を踏まえて、禁止地域、制限地域等の屋外広告物が規制される地域等を規定します。
- ②道路交通及び歩行者の安全性を確保できる位置とします。

II. 屋外広告物の表示及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠について

屋外広告物は、情報を伝達する手段として使われることから、他の広告物より目立とうとする傾向が大きく、また、企業のコーポレートカラーなどを使った全国的に統一した表示をする事業者も多いことから、周辺の景観への配慮がなく、無秩序に屋外広告物が設置される傾向がある。良好な景観形成を図るためには、地域の景観特性を踏まえた形状、面積、色彩等が必要であり、一定の制限事項を定めます。

- ①地域の景観特性及び土地利用の状況に応じた基準とします。
- ②屋外広告物の表示面積、設置個数、高さ等について、過剰な表示及び設置とならない基準とします。
- ③表示に利用する色彩については、周囲の景観に調和した基準とします。

(配慮事項として)

- ◇建築物・工作物と一体となった意匠・色彩となるように工夫した表示及び設置に努めること。
- ◇ネオンサイン等の照明広告については、光害の防止に努めるとともに、夜間景観にも配慮すること。

III. 公共団体等が表示及び設置する屋外広告物について

- ①公共サインについては、「鳥取市公共サインガイドライン」に則り、地域特性を踏まえた良好な景観形成に寄与するような表示及び設置とします。
- ②公共団体等が表示及び設置する屋外広告物についても、手続的制限を設け、「鳥取市公共サインガイドライン」との整合性を審査します。



【9-3】 その他屋外広告物に関する事項について

その他屋外広告物に関して、以下のとおり施策を推進します。

I. 市民との協働によるルール作りについて

- ①屋外広告物について、きめ細やかな制限をする必要がある地域においては、都市計画法による景観地区や地区計画等、屋外広告物の規制方法についても積極的に検討します。

II. その他

- ①電柱等には、闇金融のはり紙が貼られることが多く、良好な景観を阻害するだけでなく、表示内容によっては風紀を乱す要因となります。簡易除却制度を活用し、違反簡易広告物の除却を推進します。

②デジタルサイネージ

近年では、社会情勢の変化や技術の進歩により、光や動きを活用したデジタルサイネージなどの発光可変表示式広告物の設置が増加傾向にあります。これらは多様な表現が可能であり、経済効果が見込まれるものですが、一方で法や条例において光・動き・音等に関する規定が示されていないことから、新たにルールを定めなければ景観・風致・公衆に対して悪影響を及ぼす恐れがあります。

また、情報を必要としていない人に対して強制的に情報を与えてしまう側面もあり、様々な配慮が必要であると考えます。

そこで、地域の発展と、良好な景観形成・良好な住環境の保全を両立するため、新たなルールとして、発光可変表示式広告物に対する配慮・抑制事項を「鳥取市発光可変表示式広告物の手引き（令和7年4月改定）」に定め運用することで、秩序あるまちの景観形成を目指します。



■鳥取市発光可変表示式広告物の手引きの概要

項目	ルール
発光可変表示式 広告物とは	デジタルサイネージや電光掲示板などの屋外ビジョン、プロジェクションマッピングなどの自らを発光または照射して表示する広告物のこと
位置づけ	屋外広告物法 ▶ 鳥取市屋外広告物条例 景観法 ▶ 鳥取市景観形成条例 ▶ 景観計画 → 本手引き
掲出を禁止・ 抑制する地域	①条例で定める禁止地域 ②鳥取市景観計画で定める景観形成重点区域 ③都市計画法で定める住居系の用途地域、市街化調整区域
表示面積の上限	商業地域、近隣商業地域・・・30㎡/面以下 工業地域、工業専用地域、準工業地域・・・自家用広告物は30㎡/面以下 非自家広告物は 2㎡/面以下 上記以外の地域（用途地域未指定区域を含む）・・・2㎡/面以下
設置の高さ	原則、条例、同施行規則で定める高さ基準値以下であり、かつ鳥取市景観計画で定める規模要件未満の高さ（届出対象とならない高さ ※1）とする。 ※1…野立て広告物、建築物利用屋上広告物共に地面から13m以下
設置形態	・建物の壁面に設置する場合、著しく突出しないようにする。 ・周辺景観、まちなみへ配慮し、奇抜な形状は避け、周辺の景観に調和するよう努める。
明るさ、まぶしさに関 する配慮	・周辺の景観に配慮し、明るさを抑え、まぶしさの低減に努める。 ・『光害対策ガイドライン（環境省）』を参考とし、輝度、表示時間帯などに配慮する。 ・夜間（日の入りから日の出）の輝度は800cd/㎡以下とし、眩しきの低減に努める。 ・鳥取市佐治町（星空保全地域）においては、鳥取県星空条例に定める星空保全照明基準を遵守すること。
点滅、動き（速度） に関する配慮	・過度な点滅や激しい動きを避け、ゆっくりとした動き、切り替えとする。
色彩に関する配慮	・派手な高彩度色、地色の白は控える。
表示内容	・表示内容については他の法令や条例などに抵触しないよう遵守する。 参考法令：著作権法、民法、個人情報保護法、景品表示法、鳥取県青少年健全育成条例 ほか
夜間の時間帯に 関する配慮	・夜中から早朝の表示は控えるよう努める。
道路、信号機付近への 設置に関する配慮	・道路標識や信号機を阻害、誤認させる位置、色彩、発光、動きを避ける。 ・必ず警察署・道路管理者に意見を聴き、助言・指導を受けた場合は遵守する。
音に関する配慮	・近隣への配慮や、視覚障がい者用の音声誘導設備の音を阻害しないための配慮として、原則、音を発生させない。
近隣への配慮	・光の強さ等が影響する範囲を調査し、近隣への事前説明を行い、理解を得ること。 ・設置後、近隣や市民から苦情・要望などがあった場合は真摯に対応すること。
緩和措置	・プロジェクションマッピング等でまちの活性化などに資するイベントのためや、公共性、公益性を有し期間限定で表示するものについては、上限なし
許可申請	・設置予定日の90日前に事前協議チェックシート等の資料により市と協議